

# 令和7年度乳児等通園支援事業者 の選定等に関する説明会

～制度概要、認可基準、補助内容、事業者選定等～

令和7年2月 盛岡市子ども未来部子育てあんしん課

# こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 制度概要・意義①

- こども誰でも通園制度は、令和7年度から、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に「乳児等通園支援事業」と規定され、令和8年度からは、「乳児等のための支援給付」として、全ての自治体で実施することとされています。
- 利用対象者は、子どものための教育・保育給付を受けていない（0歳6か月～）満3歳未満の小学校就学前子どもであって、月一定時間までの利用可能枠（令和7年度は月10時間が上限）の中で利用が可能とされています。
- 令和7年度は地域子ども・子育て支援事業（補助事業）として実施されることから、利用乳幼児の年齢に応じた補助単価に利用時間やその他国が定める基準により算出される額が補助されます。
- 民間事業者が、乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市条例で定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に適合していることが条件となります。また、市町村による指導監査、勧告等の対象とされています。

## 【乳児等のための支援給付対象区分】

# こども誰でも 通園制度

### <ロゴのコンセプト>

「こども誰でも通園制度」により、こどもたちが新しいモノ・コトに出会えるイメージし、通園制度を利用したこどもたちの発見や驚きを「虫メガネ」で、輝く笑顔や未来を「星の煌めき」でシンプルに表現します。



## 基本的な考え方

- こども誰でも通園制度は、こどもの成長の観点から、「**全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する**」ことを目的としている制度である。

## こどもの成長の観点からの意義

- **家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られる。
- 同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、**家庭だけでは得られない様々な経験**を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。**
- **年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらす。 等

## 保護者にとっての意義

- **専門的な知識や技術を持つ人との関わり**により、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる**とともに、育児に関する負担感の軽減**につながる。
- **こどもへの保育者の接し方を見る**ことにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、**保護者自身が親として成長**することができる。
- 様々な情報や人とのつながりが広がり、**保護者が子育てにおいて社会的資源を活用**することにもつながる。 等

## 保育者にとっての意義

- これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する**専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮**できる。
- 在宅で子育てする保護者に対して、家庭の中だけでは気づかないこどもの姿や育ちについて伝えたりすることで、こどもや子育てへの**肯定感を支える**とともに、子育ての孤立感や不安感の解消につなげていったりするなど、**保護者に対してもその専門性を発揮**することができる。 等

## 事業者にとっての意義

- **定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等**において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、**事業を継続したり、発展させていく可能性**が広がる。
- 地域の様々な関係者との連携が新たに生まれ、関係が深化するなど、**地域社会とのつながりをより感じられるようになる。**

## 制度の意義を実現するための自治体の役割

- 広くこどもの育ちを支える制度であるとともに、**要支援家庭等を早期に把握したり、適切なサポートにつなげたりする新たな機会としての意義**も含め、関係者間で**認識を共有していく**ことが求められる。
- 各施策の担当者のみならず首長や教育長をはじめ、関係する職員が**部局横断的に、制度の意義について共通理解をもって取組を進める**ことが重要。
- 各市町村において、受入れに必要な定員数を算出し、**必要整備量の見込みの把握**を行うとともに、**地域でどのように提供体制を整備していくのか、主体的に検討**する必要がある。 等

# こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 制度概要・意義②

## 【「事業」と「給付」の違い】

乳児等通園支援事業は、令和7年度に限り、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として法制化され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな「乳児のための支援給付」が創設される。

## 地域子ども・子育て支援事業（乳児等通園支援事業）

・地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するもの

## 乳児等のための支援給付（特定乳児等通園支援）

・乳児等のための支援給付とは、市町村の責務により、総合的かつ計画的に行うもの（市町村は、利用者に対し乳児等支援給付費を支給）

⇒令和8年度からは、全ての自治体での実施が必須となる。

（全施設での実施までは求められていない。）

# こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） 制度概要・意義③

乳児等通園支援事業の実施内容は次のとおり。

## 【利用者の視点】

- 対象者：保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所等に通っていない0歳6か月児～2歳児（満3歳児は対象外）
- 利用時間：上限月10時間
- 保護者負担額：3月に国の補助実施要綱により公表予定（試行事業時：300円/人/時間）
- 利用調整：施設と利用者の私的契約

## 【事業者の視点】

- 実施施設：保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等(居宅訪問型を除く)、認可外保育施設、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等  
(余裕活用型は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等(居宅訪問型を除く))
- 補助金額：利用乳幼児の年齢に応じた補助単価に利用時間等により算出される額を補助
- 配置基準：①設備基準：0・1歳児：3.3㎡、2歳児：1.98㎡  
②資格：保育士又は乳児等通園支援研修修了者を2人以上配置（1/2保育士）※緩和あり  
③配置基準：0歳児3:1、1・2歳児6:1
- 利用枠の設定：事業者において利用枠の設定を行い、利用乳幼児を受入れ（曜日・時間限定も可）

# 提供内容の検討①

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」で規定されている事業区分（実施方式）は次のとおりであり、また、各事業者が実情にあった利用方法を選択し、組み合わせて実施ことができます。

認可手続きの際、どの実施方式及び利用方法で行うか選択のうえ、申請していただくことを想定。

## 【利用方法】

- ・ 定期利用…利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
- ・ 自由利用…利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

## 【実施方法】

- ・ 一般型（在園児と合同）…専任職員を配置し、在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法
- ・ 一般型（専用室独立実施）…専任職員を配置し、専用室で預かる方法
- ・ 余裕活用型…既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法※預かれる人数は配置基準内

## 【組み合わせイメージ】

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

# 提供内容の検討②

## 令和5年度検討会中間取りまとめ抜粋

- 定期利用においては、継続した利用を行うことによって、こどもが場や人に慣れ、次第に保育者とこどもの関係が構築されると考えられる。また保護者との関係構築においても、継続した関わりを行うことにより見通しをもって接することができ、支援が必要な場合においては効果的であると考えられる。さらに、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者確保がしやすい状況になると言える。  
一方、自由利用においては、こどもの状況や保護者のニーズに合わせることによる柔軟な対応が可能となる。
- こども誰でも通園制度の利用に当たっては、例えば、
  - ・ こどもが慣れたり、こどもに合う事業所を見つけるまでの間は、自由利用の形で複数の事業所を利用しながら、少しずつ定期利用する事業所を決めていく方法や、
  - ・ 定期利用する事業者を2, 3か所決めて利用する方法等、こどもの状況等によって、定期利用と自由利用を組み合わせるなど、柔軟な利用方法も考えられる。
- 地域によっても様々な状況があると考えられるため、自治体や事業者において利用方法を選択したり、組み合わせるかなどが可能となる仕組みづくりが必要である。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約</li></ul>	(例) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約</li><li>・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約</li></ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい</li><li>・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能</li><li>・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい</li><li>・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用の都度予約する手間がかかる</li><li>・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい</li><li>・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる</li></ul>

# 職員配置基準①

## 【一般型の職員配置基準】

乳児等通園支援従事者（保育士又は乳児等通園支援に従事する職員として市等が行う研修を修了した者）であり、1/2以上は保育士とし、2名を下ってはいけない。ただし、次の要件に該当する場合は1名とすることが可能である。

- 保育所等と一体的に実施され、当該保育所等の職員からの支援を受けられる場合であり、乳児等通園支援事業従事者が保育士である場合
- 利用乳幼児の人数が3人以下であり、保育所等の保育室等（在園児と合同の部屋）において実施され、当該保育所等の職員が保育士である場合  
※乳児等通園支援従事者は保育士でなくてもよい。

## 【余裕活用型の配置基準】

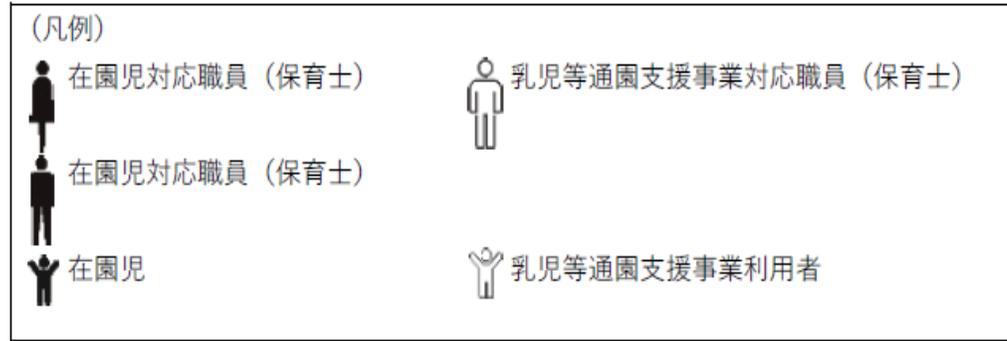
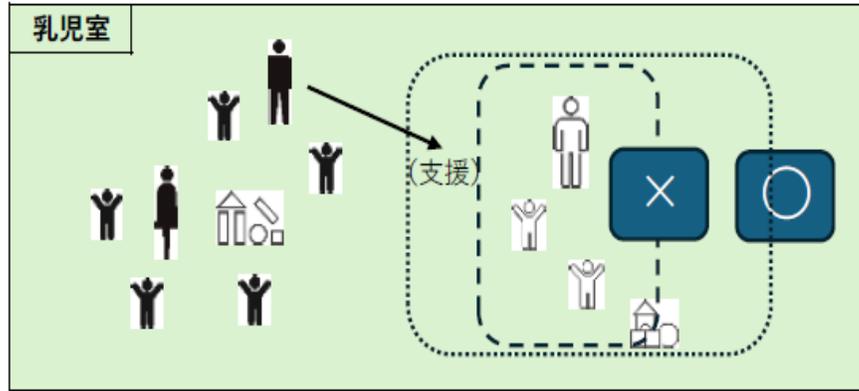
保育所等における既存の保育室及び職員配置の範囲内で実施することから、現行の市基準のとおり。このことから、資格は保育士に限定し、職員配置割合も一部の施設類型においては、上乘せしている。

# 職員配置基準②

## 【一般型における職員配置の緩和規定】

- 保育所等と一体的に事業を実施し、当該職員の支援を受けられる場合は、保育士1名とすることができる

<イメージ図> 保育所0歳児クラス



(上記の状況)

乳児	乳児数	従事者数	割合	割合の条件	従事者2人以上
乳児等通園支援事業	2	1	2 : 1	○	×
保育所	5	2	5 : 2	○	○
計	7	3	7 : 3	○	○

→ 保育所職員の支援を受けられる場合は、従事者1名でも可

→ 支援が受けられる状況であり、人員配置基準を満たしている

<0歳児配置基準>  
乳児3 : 従事者1

条件を満たしている

- 乳児等通園支援事業利用児童数が3人以下であれば①家庭的保育者を保育士とみなせる、②保育所等と一体的に事業運営し、当該保育所等を利用している乳児と同一の場所において事業を実施する場合は、保育従事者に子育て支援員を1名配置することができる。

→ イメージ図の状況では、乳児等通園支援事業利用児童数が3人以下であることから、上記①②の対応が可能

# 令和7年度 補助単価等①

## 【令和7年度補助金額】

利用乳幼児の年齢に応じた一人1時間当たり補助単価

なお、加えて障がい児、要支援家庭、医療的ケア児を受け入れる場合、市に協議が必要です。

(基本分)

年 齢	単 価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

(加算分)

項 目	単 価
障がい児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

## 【利用料】

利用料の設定及び徴収方法については、各実施施設において設定します。利用乳幼児一人1時間当たり300円を標準とされています。また、家庭状況に応じて下記表の額を減額し、軽減額は補助します。

項 目	金 額
生活保護受給世帯	1時間 300円
住民税額非課税世帯	1時間 240円
市民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯	1時間 210円
要支援・要保護家庭	1時間 150円

※軽減額は、6年度こども誰でも通園制度試行的事業実施要綱において規定されていた額であり、7年度軽減額については、未定。

# 令和7年度 補助単価等②

## 【総合支援システム導入補助】

こども誰でも通園制度の運用に係る「総合支援システム」を推進するため、空き枠の登録や入退室管理等を行うためのタブレット型端末及びインターネット環境の整備、キャッシュレス決済等に係るICT機器の導入費用の一部を1施設1回に限り補助する。

○対象施設 乳児等通園支援事業所（R7は3施設）

○補助金額 1施設当たり150千円上限とし、対象経費の3/4を補助

## 【補助金交付スキーム】

- I. 交付決定 （R7.7頃を想定。交付申請書類の案内等については改めて通知します）
- II. 利用実績の報告 （利用乳幼児数の実績を毎月、総合支援システムによる報告を想定）
- III. 完了報告 （市が指定する完了報告期日までに、年度末までの利用実績を報告する。）
- IV. 補助金支払 （原則、完了払い。※前金払も可能だが、一定期間利用実績を確認した後支払い）

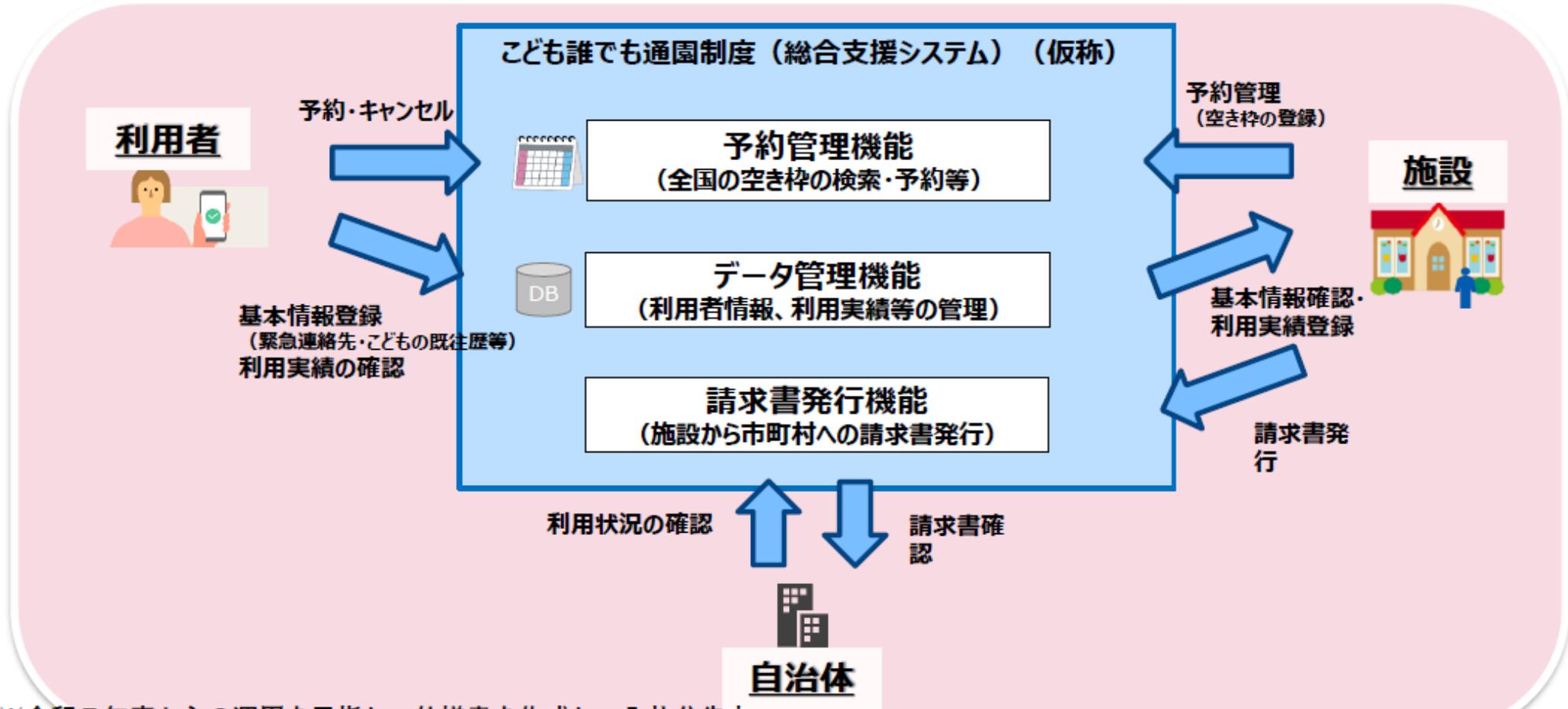
※総合支援システム導入補助については、R7.4交付決定→R7.6月末完了

# 総合支援システムについて

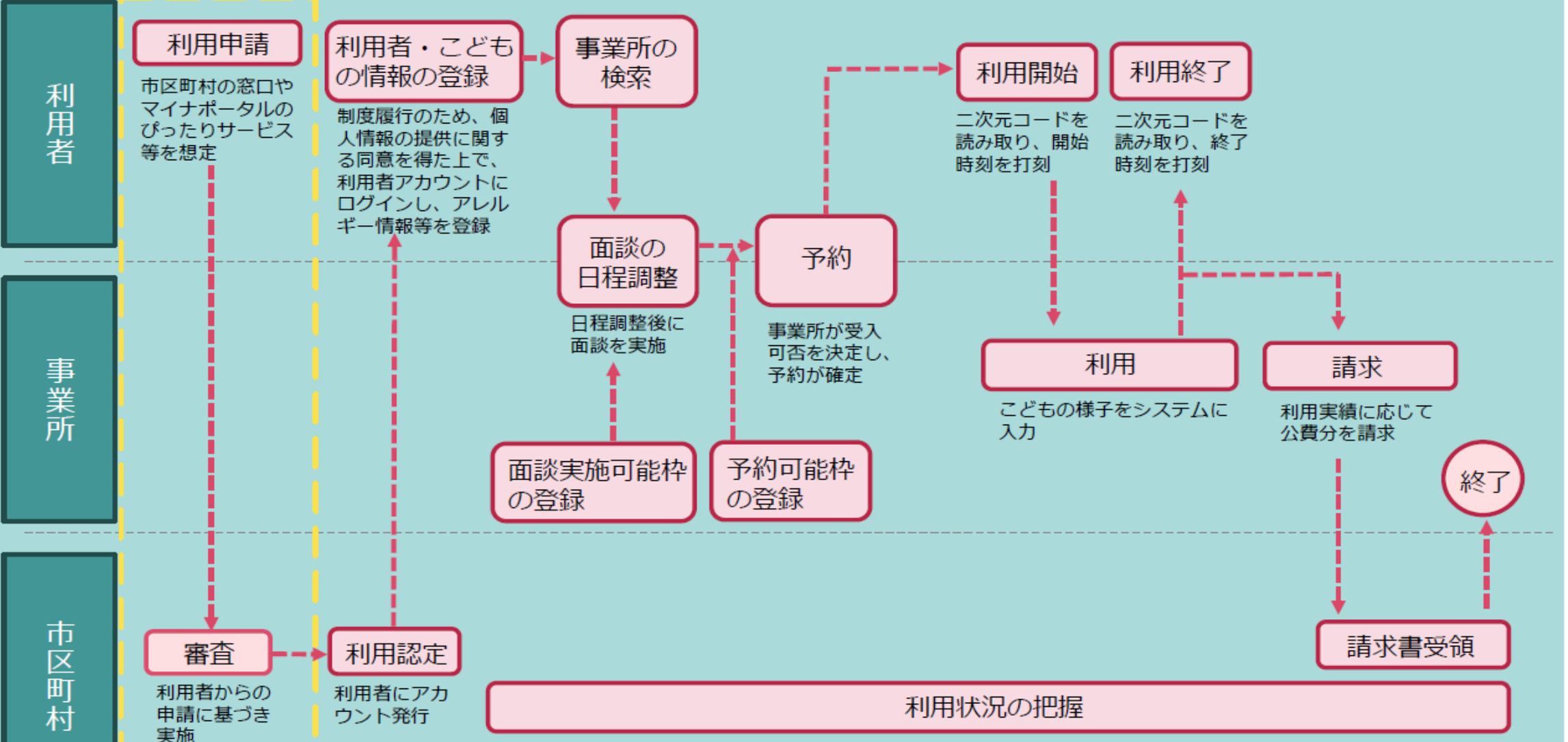
こども誰でも通園制度の運用にあたり、こども家庭庁が基盤整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できる「総合支援システム」が導入されます。

利用イメージ、利用スキームは次のとおりです。

## 【イメージ図】



※令和7年度からの運用を目指し、仕様書を作成し、入札公告中



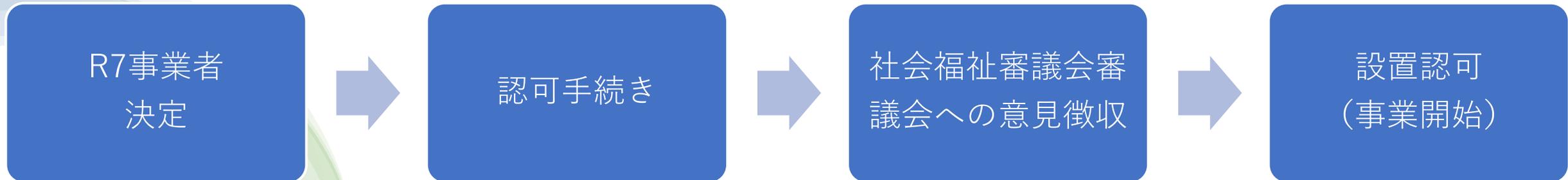
# 事業者選定について①

本市では、令和7年7月からの実施を予定しており、予算の範囲内において実施施設を選定し、乳児等通園支援事業者としての認可及び補助を行います。

## 【スケジュール】

- 令和7年度2月12日 本事業者向け説明会、事業者募集要項の公表  
事業実施候補者の募集（募集期間：3月17日（月）まで）
- 2月15日 「設備及び運営に関する基準条例」パブリックコメントの実施（3月1日まで）
- 3月末頃 7年度事業者の選定結果公表、対象事業者へ通知
- 5月 対象事業者の認可手続き開始、市民の利用申請受け付け開始  
認可手続き、総合支援システム等に関する事業者向け説明会を開催
- 7月1日 乳児等通園支援事業の実施

## 【認可手続きフロー】



## 事業者選定について②

7年度事業者の選定は次の選定方法に行います。

### 【選定方法】

- ①公募により事業者を募集し、7年度の募集数3枠（施設）の範囲内で事業者を決定します。
- ②応募事業者が3枠を超えた場合は、市選定基準により事業者を選定します。  
なお、同法人で複数の施設で応募いただくことがも可能です。

### 【応募書類】

応募書類は、市指定様式により次のとおり作成ください。

- I. 事業内容（実施施設、事業内容、定員、利用料、給食提供の有無など）
- II. 事業スケジュール、施設の面積等、職員配置
- III. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- IV. 具体的な実施内容等について
  - ・本事業に関する実施方針、運用面での工夫、本事業に関する考え方について
  - ・職員確保策、職員体制について
  - ・本事業の利用促進に向けた取組等について
  - ・要支援家庭、障がい児又は医療的ケア児の受入体制とその対応について

# 認可手続きに係る提出書類

7年度事業者の選定された事業者は、「乳児等通園支援事業」の認可手続きが必要となります。現時点で予定されている認可書類は次のとおりです。  
なお、理事会等を経て定款又は寄付行為等に規定していただく必要があります。

## 【認可手続きに係る提出書類】

- I. 名称、種類及び位置
- II. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- III. 事業の運営についての重要事項に関する規定
- IV. 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- V. 収支予算書
- VI. 事業開始の予定年月日
- VII. こども誰でも通園制度を行う者の履歴及び資産状況
- VIII. 法人の場合、その法人格を有することを証する書類
- IX. 法人又は団体においては定款、寄付行為その他の規約

# こども誰でも通園制度 Q&A

Q1 こども誰でも通園制度は、一時預かり事業と何が違うのでしょうか？

A1 一時預かりは、保護者のために「預かる」という考え方である一方、こども誰でも通園制度はこどもの成長のために「通う」という考え方を基本としています。また、給付制度であることにより、一時預かりを実施していなかった市町村においても実施することから、対象のこどもであれば誰でも利用できるようになります。

Q2 一時預かりを実施している事業者（施設）においても、実施することは可能か。

A2 可能です。なお、職員や保育室等の兼用した場合の取り扱いについては、国要綱が未公布であることから、詳細は追ってご連絡します。

Q3 7年度の事業者として選定された事業者は、8年度も継続して事業実施はできるのか。

A3 7年度において、乳児等通園支援事業者として認可することから、8年度以降も実施いただき、給付費の支給を行います。

Q4 利用者が月の利用可能枠（10時間）を超えてこどもを預けたい場合、預かることは可能か。可能であった場合の補助金はどうなるのか。

A4 施設の判断により、月の利用可能枠を超えて預かることは可能ですが、次のとおり留意が必要です。

- ・月10時間を超えた利用に対する補助はありません。
- ・一つの利用者の利用に偏らないよう、利用枠の設定が必要です。（10時間消費していない者優先）

※一時預かり実施施設は、10時間以降の利用は一時預かりとして利用受付してください。

# 参考 ～こども誰でも通園制度紹介動画～



【YouTubeリンク】（再生時間：4分23秒）

<https://youtu.be/r484FaCCJfU?si=5W4Z02zSyklz4Dea>

ご清聴ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、子育てあんしん課まで  
お問い合わせください。

担当 子ども未来部子育てあんしん課  
育成係 千葉（ちば）  
TEL019-613-8347